

3つの「ふるさと創生」補助制度

後期分募集：8月30日（金）まで

事業認定（交付）には審査委員会による審査があります。
申込みをされる際は、事前に地域振興係へご相談ください。



うきは市 HP

①個性あるまちづくり事業	②人材育成事業の過去の事例	③クラウドファンディング活用型 個性あるまちづくり事業
事例	事例	事例
<ul style="list-style-type: none"> ● 特別な支援が必要な子どもたちの放課後学習の場を改修工事した。 ● 空き家古民家を改修し活用、農泊体験および宿泊機能を合わせた多機能施設を整備し滞在人口の増加につながるモデル工事を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● イノシシの捕獲や加工に関する研修。捕獲従事者が先進事例を学んだ。 ● 森林セラピー先進地での研修のため森林セラピーガイドが、先進地視察をし、イベント事例について研修を行った。 	クラウドファンディングで事業経費の50%以上を集めた後、吉井百年公園内の遊休施設を「コミュニティカフェ」として再生した。
補助率と限度額 （要綱等詳しくはうきは市ホームページをご覧ください）		
工事を伴う事業は限度額 200万円（補助率50%以内） 工事を伴わない事業は限度額 100万円（補助率85%以内）	限度額 1人 20万円 1事業 50万円 研修等主催者、事業内容に応じ、補助率30%、50%、100%	工事を伴うハード整備事業のみ対象で限度額1,000万円。ただし、クラウドファンディングで事業経費の50%以上を集めることができた後に交付申請となります。

対象事業

個性的で創意と工夫に満ちた事業で、持続性があり、市内の多くの関係者に恩恵を与え、市全域の地域活性化のために寄与する事業です。上記の①と②は、産業振興、観光振興、子育て支援や子どもの教育推進のいずれかに該当するもの。③は、ハード整備のみが対象で、既存の建築物を活用した地域振興に資するもの、または子育て・産業・観光等の拠点に該当するもの。

上記①：条件AまたはB
上記②：条件D
上記③：条件AまたはBまたはC

補助対象者

- 条件A 18歳以上の5人以上の構成団体で、2/3以上がうきは市民である。
- 条件B 市内に活動拠点のあるNPO法人。
- 条件C 市内遊休施設を活用する民間事業者。
- 条件D うきは市民で構成された個人。

審査の流れ

上記の①と②の場合

9月下旬審査委員会開催→事業が採択されたら、10月初旬交付申請→事業開始→3月末までに実績報告書の提出。

上記の③の場合

9月下旬審査委員会開催→事業が採択されたら、クラウドファンディング（CF）開始→CF成功後に交付申請→3月末までに実績報告書の提出。

申し込み方法

申込期限8月30日（金）必着

ふるさと創生事業実施計画書（市ホームページまたは地域振興係窓口設置）を、うきはブランド推進課地域振興係（うきは市民センター2階）へ提出してください。

【問合せ】

うきはブランド推進課 地域振興係 ☎ 76-9059/FAX77-5557 / メール tiiki@city.ukiha.lg.jp